(楚)

第一条から第六条まで 略

(事業計画の廃止の届出)

雅力殊 器

のとする。2 条例第十条第二項の規定による周知は、次の方法により十四日間行うも

1 🕸

所を含む。以下同じ。)での掲示 二 計画地を所管する<u>岐阜地域環境室又は</u>振興局(振興局に置かれる事務

第八条から第十八条まで 略

(合意の形成の判断に係る周知)

する。場合を含む。) の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものと第十九条 条例第二十六条第一項(条例第二十七条第三項において準用する

二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は振興局での掲示

(異議の申立書の提出等)

うものとする。2 条例第二十七条第四項の規定による周知は、次の方法により十四日間行

二 計画地を所管する<u>坂阜地域環境主は</u>振興局での掲示

11] \( \frac{1}{2}

(Ⅲ)

第一条から第六条まで 略

(事業計画の廃止の届出)

無力殊 瑟

のとする。2 条例第十条第二項の規定による周知は、次の方法により十四日間行うも

容

第八条から第十八条まで 略

(合意の形成の判断に係る周知)

する。場合を含む。)の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものと場合を含む。)の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものと第十九条 条例第二十六条第一項(条例第二十七条第三項において準用する

容

二 計画地を所管する 振興局での掲示

11] 整

(異議の申立書の提出等)

継
1
十
条

うものとする。2 条例第二十七条第四項の規定による周知は、汝の方法により十四日間行

――振興局での掲示

(意見の調整の申出書等)

継 二十 一 徐 略

のとする。 する場合を含む。)の規定による周知は、汝の方法により十四日間行うもり 条例第二十八条第三項、第四項又は第十項(同条第十二項において準用

二 計画地を所管する

は阜地域環境室又は

振興局での

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

[11] | | | | | | | | | | | |

8 密

(終了に係る周知)

**行うものとする。第二十二条 条例第二十九条の規定による周知は、次の方法により十四日間第二十二条 条例第二十九条の規定による周知は、次の方法により十四日間** 

(勧告に従わない場合の公表の方法)

うものとする。第二十四条 条例第三十八条第二項の規定による公表は、汝の方法により行

二 計画地を示管する

| 攻阜地域環境室又は

| 振興局での掲示

三及び四略

無
1
十
H
条

(書類の提出)

ものとする。る振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)を経由して提出する「振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)を経由して提出する画地が振興局の所管区域に所在する場合にあっては、当該計画地を所管する書類及び知事を経由して事業者に提出することとされている書類は、計第二十六条 条例又はこの規則の規定により知事に提出することとされてい

(意見の調整の申出書等)

部11十1条 器

のとする。 する場合を含む。)の規定による周知は、次の方法により十四日間行うもり 条例第二十八条第三項、第四項又は第十項(同条第十二項において準用

密

二 計画地を所管する 振興局での掲示

(終了に係る周知)

行うものとする。第二十二条 条例第二十九条の規定による周知は、次の方法により十四日間

――振興局での掲示

(勧告に従わない場合の公表の方法)

うものとする。第二十四条 条例第三十八条第二項の規定による公表は、次の方法により行

容

二 計画地を所管する

-振興局での掲示

三及び四略

無
1
十
日
条

(書類の提出)

る振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)を経由して提出する画地 を所管する書類及び知事を経由して事業者に提出することとされている書類は、計第二十六条 条例又はこの規則の規定により知事に提出することとされてい

ものとする。

圣 三 と

別記様式第一号から別記様式第十四号まで略

圣 三 番

別記様式第一号から別記様式第十四号まで

ΚΠ